

石川県情報公開審査会の答申概要 (答申第200号)

- 1 異議申立の対象となった本件公開請求の対象文書 (諮問案件第253号)
辰巳ダム左岸上流部に設置されている辰巳ダム建設の碑刻銘の氏名について保護すべき個人情報非該当の理由を記した公文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
公文書不存在
- 3 担当課 (所)
土木部河川課
- 4 異議申立等の経緯

ア H27.10.5 公開請求	エ H29.3.16 諮問
イ H27.10.20 公文書不存在決定	オ H29.10.20 答申
ウ H27.11.5 異議申立	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、辰巳ダム建設の碑 (以下「本件石碑」という。) は、辰巳ダム本体工事の成果品の一部として県が県管理の河川敷地に設置したものであり、占用許可等の手続きは不要であるとともに、追加の費用も生じない軽微な工事内容の変更なので、設計図書の変更等の手続きの公文書は作成していないと述べている。</p> <p>また、実施機関は、本件石碑の背面に書かれている主な従事者名が情報公開に当たるのかどうか、保護すべき個人情報に当たるのか検証した公文書も作成していないため、存在しないと主張している。</p> <p>本件石碑は、辰巳ダム本件工事の成果品の一部として県が設置したとの実施機関の説明であるが、設置者が県、民間企業のいずれであっても、個人の氏名を刻銘した石碑を設置する際には、あらかじめ刻銘される予定の個人が自分の氏名を公にされることについて了承し、公にされることを前提に情報が提供されるものである。したがって、本件石碑の刻銘の氏名については、保護すべき個人情報ではないことは明らかである。</p> <p>以上からすれば、本件石碑の背面に書かれている主な従事者名が保護すべき個人情報に当たるのかどうかについて検証した内容の文書を作成しなかったとする実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

6 審査経緯 審査回数 2回

(別紙)
答申第200号

答 申 書

平成29年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年10月5日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

辰巳ダム左岸上流部に設置されている辰巳ダム建設の碑（以下「本件石碑」という。）刻銘の氏名について保護すべき個人情報非該当の理由を記した公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年10月20日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年3月16日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件石碑の碑文や碑文の背後の氏名が保護すべき個人情報に当たらないというのであれば、そうした理由を記載した公文書があるはずである。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から出された理由説明書の写しを送付

し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件石碑は、辰巳ダム本体工事の過程で工事施工業者から辰巳ダムの施工銘板として設置してはどうかという打診があり、県としても河川管理上有益な施設として判断し、それを認め、工事の成果品の一部として県が設置したものである。

本件石碑は河川区域である県管理の河川敷地に設置されているが、河川管理施設の一部であることから、河川法第24条の土地の占有許可等の手続きは不要であるため、これらの手続きに係る文書は作成されていない。

本件石碑の設置については、追加の費用負担が生じない軽微な工事内容の変更であり、工事施工業者との間で設計図書の変更等の文書上の手続きは行われなかったため、工事の過程で本件石碑の設置に係る公文書は作成されていない。

また、本件石碑の背面に書かれている主な従事者名が情報公開に当たるのかどうか、保護すべき個人情報に当たるのかどうかについて検証した内容の公文書も作成されていないため、存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

辰巳ダム左岸上流部の公用地に民間企業が設置した辰巳ダム建設の碑刻銘の氏名について保護すべき個人情報非該当の理由を記した公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、本件石碑の碑文や碑文の背後の氏名が保護すべき個人情報に当たらないというのであれば、そうした理由を記載した公文書があるはずであると主張している。

実施機関は、本件石碑は、辰巳ダム本体工事の成果品の一部として県が県管理の河川敷地に設置したものであり、占用許可等の手続きは不要であるとともに、追加の費用も生じない軽微な工事内容の変更なので、設計図書の変更等の手続きの公文書は作成していないと述べている。

また、実施機関は、本件石碑の背面に書かれている主な従事者名が情報公開に当たるのかどうか、保護すべき個人情報に当たるのかを検証した公文書も作成していないため、存在

しないと主張している。

本件石碑は、辰巳ダム本体工事の成果品の一部として県が設置したとの実施機関の説明であるが、設置者が県、民間企業のいずれであっても、個人の氏名を刻銘した石碑を設置する際には、あらかじめ刻銘される予定の個人が自分の氏名を公にされることについて了承し、公にされることを前提として情報が提供されるものである。したがって、本件石碑の刻銘の氏名については、保護すべき個人情報ではないことは明らかである。

以上からすれば、本件石碑の背面に書かれている主な従事者名が保護すべき個人情報に当たるのかどうかについて検証した内容の文書を作成しなかったとする実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 3 月 16 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 5 3 号)
平成 29 年 3 月 28 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 29 年 7 月 7 日 (第 283 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 29 日 (第 284 回審査会)	○事案の審議を行った。